

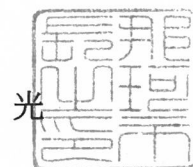


那珂市告示第108号

令和8年6月9日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による那珂市条例制定請求書を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、那珂市条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和8年6月9日

那珂市長 先 崎



記

1 請求代表者の住所氏名

茨城県那珂市 [REDACTED]

一色 真由美

茨城県那珂市 [REDACTED]

遠藤 秀男

茨城県那珂市 [REDACTED]

根本 慎介

2 請求の要旨

別紙のとおり

那珂市条例制定請求書

那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

那珂市は概算事業費約43.2億円の道の駅建設を計画しています。しかし、道の駅運営の収支シミュレーションについて十分な審議がされず、市民への情報公開は不徹底かつ説明も不十分のまま事業が進められています。

以下の理由から、那珂市は複合型交流施設「道の駅」推進事業について、市民が判断できる十分な情報提供を行い、市民の意思を問うべきと考えます。

- (1) 那珂市議会産業建設常任委員会より、市民に対しての説明会を継続的かつ丁寧に行うべきとの要望を受けておりましたが、説明会は1日2会場のみの実施にとどまり、多くの市民が手を挙げているにもかかわらず、時間を理由に質疑応答を打ち切りました。更に説明会の様子を記録したYouTube動画は不可解な理由で削除されました。透明性の確保が求められる行政運営において、この対応は市民の信頼を損なうものと言わざるを得ません。
- (2) 令和7年度に行われた実施設計において、基本設計に比べて収益シミュレーションと概算事業費に大幅な変更がありました。しかし、その大幅な変更について市民に向けた説明会は行われず、最新の情報を踏まえたアンケートも実施されず、市民の意思を確認する機会がありません。
- (3) 道の駅のデザインの為に、市はわざわざ建築アドバイザーとして藤森照信氏と随意契約を結んでいます。しかし、この随意契約の公平性・透明性は市民に対して全く示されていない上に、藤森氏へ支払う契約金も未確定なままです。
- (4) 道の駅建設予定地の用地買収は、個別の議案として市議会に諮られないまま進められました。このため、建設予定地が適正な価格で売買されていたのかを確認することができません。
- (5) この事業を進めた場合、建設の為に市債の償還と公益部門の維持管理費が、毎年の市の財政を圧迫し、高齢者福祉、子育て支援、生活環境整備など、本来必要な事業や公共サービスが困難になり、住民の福祉が低下する可能性があります。

2. 請求代表者

茨城県那珂市 [REDACTED]
氏名 一色 真由美 生年月日 [REDACTED] 性別 [REDACTED]

茨城県那珂市 [REDACTED]
氏名 遠藤 秀男 生年月日 [REDACTED] 性別 [REDACTED]

茨城県那珂市 [REDACTED]
氏名 根本 慎介 生年月日 [REDACTED] 性別 [REDACTED]

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

令和8年4月1日
令和8年6月9日

那珂市長 先崎 光 様